

# 平成22年に変更されること

<労働基準法の一部が改正されます!!(平成22年4月1日~)>

## ①法定割増賃金率の引上げ

現行の時間外労働にかかる法定割増賃金率は25%以上とされていますが、4月1日より1ヶ月60時間を超えた分の時間外労働については**50%**以上に引上げられます。

## ②代替休暇制度の創設

左記の法定割増賃金率について、労使協定により引上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有給の休暇を付与することができるようになります。

※ただし、①・②は中小企業については当分の間免除されます。

<協会けんぽ(健康保険)の保険料率が見直されます。以下HPより抜粋>

- 一般の被保険者は、**3月分(4月納付分)**より、任意継続被保険者は4月分から新しい保険料率となります。
- 保険料率は全国平均で**9.3%台**へ大幅な引上げ(現在は8.26%)となる見通しです。  
※ただし北海道については**9.42%**へ見直される予定です。(1.14 北海道新聞より)
- 上記に加えて介護保険料率も**1.50%**への引上げ(現在は1.19%)となる見通しです。